

(別紙)

持続的酪農経営支援事業実施要綱  
(平成23年4月1日付け22生畜第2423号農林水産事務次官依命通知) 一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
改正 平成23年8月31日 23生産第4223号 改正 平成24年8月9日 24生畜第991号 改正 平成25年5月16日 25生畜第156号 <u>最終改正 平成26年3月26日 25生畜第2008号</u>	改正 平成23年8月31日 23生産第4223号 改正 平成24年8月9日 24生畜第991号 <u>最終改正 平成25年5月16日 25生畜第156号</u>
第1～第5 (略)	第1～第5 (略)
第6 事業実施手続 1～6 (略) (削る。)	第6 事業実施手続 1～6 (略) <u>7 地方農政局長等は、都道府県協議会等の協力を得て、必要に応じて本事業の効果を検証するためのアンケート等を実施することができる。</u>
第7～第10 (略) 別表1・2 (略) 様式第1号～第8号 (略)	第7～第10 (略) 別表1・2 (略) 様式第1号～第8号 (略)

附則 (平成26年3月26日 25生畜第2008号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。